

# 刑事事件をめぐる法律問題について

## 第十二回

### 逮捕事案は少しでも早く弁護士に相談を



弁護士法人あすか  
弁護士 今田 健太郎さん

さまざまな問題の対処、解決法を専門家に聞く、月1回連載コーナー。今回は『刑事事件をめぐる法律問題』について、今田健太郎弁護士に聞きました。

#### Q 刑事事件が発覚する場合は？

A 被害届や告訴・告発状の受理によって警察などが捜査を開始する場合、薬物事犯など捜査機関が独自に内偵捜査を進める場合、現行犯逮捕などによる例が多いです。詐欺や横領などの経済犯は、証拠が不十分なものが多く、告訴が速やかに受理されないケースもあります。

#### Q 捜査の進め方は？

A 犯罪者及び犯罪事実が明らかになった場合、①身柄を拘束されて取り調べがなされる場合と②在宅のままで取り調べなどの捜査がなされる場合があります。交通事故などについては、②のケースが多いです。

逮捕によって身柄が拘束された場合は、原則として72時間以内に、検察官が裁判所に勾留請求するかどうかを決めなければなりません。勾留請求が認められた場合には、原則として10日間身柄を拘束され、さらに必要がある場合には10日間を限度として勾留延長が認められる可能性があります。

検察官は、この23日間の期間内に、被疑者の刑事処分を決めなければなりません。

#### Q 刑事処分の種類は？

A 成人の場合、不起訴（嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予）、もしくは起訴（正式公判請求あるいは略式命令に基づく罰金）のいずれかです。正式公判請求となった場合には、事案に応じて死刑・各種懲役刑、禁錮刑、罰金刑などが下され、懲役・禁錮刑の場合には執行猶予がつくかどうかで、すぐに刑務所に入らなければならないかが決まります。不起訴の場合には前科となりません。交通違反の際に、反則金を納付した場合も、前科とは

なりません。

#### Q もし逮捕されてしまったら。

A すぐに当番弁護士を要請すべきです。家族が弁護士会に連絡して派遣してもらうことも可能です。当番弁護士は、取り調べ上の注意点や今後の方針なども含めて、専門的なアドバイスをしてくれます。お金がなくても原則として、国選弁護人を付けることも可能です。

被疑者段階では、弁護人が被害者と示談交渉をしたり、身柄拘束がなるべく短くなるよう交渉や裁判などを行うこととなります。示談が成立したときには、刑事処分が軽くなるケースも多く、また、被疑者段階での供述調書は、後の裁判で重要な証拠となりますから、被疑者段階での弁護士の役割はとても大きいものがあります。逮捕事案については、少しでも早い段階で、弁護士会や身近な弁護士に相談されることをお勧めします。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA Law Firm 弁護士法人 **あすか**  
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階  
☎ **082-493-7100**

【主な取扱業務】 <http://asuka88.jp/>  
債務整理・一般民事・相続・企業法務・経営再建等  
【所属弁護士】今田健太郎・福田浩・高橋浩嗣

〈PR〉